

新進芸術家海外研修支援制度

本研修制度は、我が国の将来の文化芸術の振興を担う人材を育成するため、新進芸術家海外研修制度として美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術等、メディア芸術の各分野における新進芸術家が海外の大学や芸術団体、芸術家等のもとで実践的な研修を行う際の渡航費・滞在費の支援を行います。

【支援対象者及び研修種別】

美術、音楽、舞踊、演劇、舞台美術等、映画、メディア芸術の各分野における芸術家、技術者、プロデューサー、評論家等で下記（１）～（７）の条件を満たす者。

研修種別は、１年研修（200～350日）、２年研修（700日）、３年研修（1,050日）、特別研修（80日）、高校生研修（350日）。

- （１）日本国籍又は日本の永住資格を有すること。
- （２）各分野に既定の年齢条件を満たすこと。（詳細は募集要項をご覧ください）
- （３）専門とする分野で芸術活動の実績があること。
- （４）外国での研修に堪えうる語学力を有すること。
- （５）研修先の施設の受入れ保証（受入先が個人である場合を含む。）があること。
- （６）保護者の同意があること。（高校生研修のみ）
- （７）研修開始時には、義務教育を終了していること。（高校生研修のみ）

【支援内容】

- （１）往復の航空賃
- （２）支度料
- （３）滞在費 日当及び宿泊料

【利用方法】

文化庁又は各提出先団体宛に、提出期限までに必要書類と作品資料を提出。

【申請から決定までの予定】

一次選考（書類審査）、二次選考（面接）を実施し研修員を決定。

【お問い合わせ先】

文化庁文化部芸術文化課支援推進室育成係 電話：03（5253）4111（内線：2081,2082）